

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化、安全・安心に対する意識の高まりなどを背景に、地域住民一人ひとりの福祉ニーズが多様化し、既存の福祉制度や公的サービスのみでは十分に対応できない状況となっています。また、一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050問題や、介護と育児のダブルケアなど）、ひきこもりなど地域から孤立している状態など、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

一方で、福祉分野で活躍する従事者の成り手不足や、地域福祉分野において活躍が期待される地域住民の次世代の育成が困難な状況にあります。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政などが協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりが支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて平成29年に社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示しました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和3年4月施行予定）では、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めています

また、地域福祉計画においては、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとの計画の共通事項を盛り込み、一体的に推進することが求められています。

本村においても、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の推進にあたっての基本的な考え方を示すものとして、「東通村地域福祉計画」を策定するものです。

2 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分のこととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

地域共生社会の実現に向けては、地域の力を強め、その持続可能性を高めていくことが必要であり、地域が直面する課題を共有し、他計画等の取り組みと地域福祉を推進する取り組みを結びつけながら、地域づくりやそのための仕組みづくりなどを推進することが求められます。

また、その過程で、高齢者や障がい者への支援、子ども・子育て支援など、各分野で制度的な対応を着実に進めるとともに、各分野の制度の狭間にある福祉課題・生活課題を解決していくことが求められます。そのため、本計画は、地域共生社会の実現をめざすための推進計画として位置づけ、取り組みを推進します。

3 地域福祉と「自助」・「互助」・「共助」

(1) 地域福祉とは

「高齢者福祉」はお年寄りを、「障がい者福祉」は身体等に障がいのある方を、「児童福祉」は子どもを対象とした福祉の取り組みです。「地域福祉」とは、これらの様々な福祉を「地域」の中で、行政だけでなく、東通村に住んでいる村民の方々にも「福祉の担い手」になっていただき、地域での助け合いをしながら地域全体の「福祉」の向上を図る取り組みのことです。

(2) 「自助」、「互助」、「公助」の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助」、「互助」、「公助」の視点が重要なポイントとなります。

自分たちの生活をより豊かで安心できるものとするためには、自分たちの住んでいる地域のことをよく理解している住民自らの手による地域福祉活動の実践が求められます。その際には、自分でできることは自分で行う「自助」、近隣や地域、住民同士で支え合い、助け合う「互助」が求められます。

一方、村民の活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるよう、その仕組みづくりや支援を行う「公助」が行政の役割です。



自助

村民一人ひとりができること

- 普段からお互いにあいさつや困っている人への声かけをする。
- 日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったたり、参加したりする。



互助

隣近所・地域でできること

- 介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持つ。
- 地域活動の情報を発信する。
- 隣近所で支え合う。



公助

行政が取り組むこと

- 地域における見守りや支え合い活動を推進する。
- ボランティアの養成を進める。
- 総合的な福祉サービスの供給体制を整備する。
- 行政施策への住民参加を促進する。

4 計画の位置づけ

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な理念を明らかにし、その実現のための基盤や役割づくりなど総合的な方向性を示した計画となります。

■ 社会福祉法第 107 条

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合）

5 計画の期間

本計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 7 年度を最終年度とする 5 年間の計画です。ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や社会情勢の変化などの住民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて計画を点検し、見直しを行います。

6 計画の策定体制

(1) 東通村地域福祉計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定は、住民の意見等が十分に反映されることが望まれることから、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しています。

◎調査の種類及び対象

対 象	抽出数	抽出条件
村 民	1,000 件	令和2年12月1日現在、東通村に住む20歳以上の村民を対象に、年齢、男女、居住地区を考慮した上、無作為抽出法により抽出した。

◎調査方法

- ・ 郵送配布・郵送回収

◎調査実施時期

- ・ 令和2年12月

◎配布回収結果

対 象	配布数	回収数 【回収率】	無効回答	有効回答 【有効回答率】
村 民	1,000 件	356 件 【35.6%】	0 件	356 件 【35.6%】